

那覇市体育施設指定管理予定候補者の選定結果について

那覇市教育委員会生涯学習部市民スポーツ課が所管する那覇市体育施設については、下記のとおり指定管理予定候補者を選定したので、その結果を公表します。

なお、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、令和2年11月議会の議決を経た後に正式に指定することになります。

1 施設の概要

(1) 施設の名称及び所在地

名 称	所在地
那覇市民体育館	那覇市字識名 1227 番地
漫湖公園市民庭球場	那覇市鏡原町 37 番地 1 号
那覇市民首里石嶺プール	那覇市首里石嶺町 2 丁目 70 番地 9

(2) 設置目的：スポーツ・レクリエーション活動の普及及び振興を図り、その他文化的な行事の用に供する。

2 指定管理予定候補者

- (1) 名 称 特定非営利活動法人 那覇市体育協会
(2) 代表者名 会長 平良 悟
(3) 住 所 那覇市字識名 1227 番地

3 指定予定期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日（5年間）

4 選定の経緯

(1) 公募

- ア 募集期間 令和2年7月8日から令和2年9月8日
イ 申請団体数 1 団体

(2) 審査方法

ア 選定委員会

a 選定機関の名称 那覇市スポーツ推進審議会

b 選定委員会の委員

会 長 砂川 力也 (琉球大学教育学部 准教授)

副会長 喜納 正幸 (一般財団法人沖縄県健康づくり財団 健康運動指導士)

委 員 嘉数 健悟 (沖縄大学人文学部 准教授)

委 員 青山 喜佐子 (社会保険労務士法人 オフィスあるふぁ 所長)

委 員 渡嘉敷 唯夫 (渡嘉敷唯夫税理士事務所 税理士)

臨時委員 上江洲 薫 (沖縄国際大学 経済学部 教授)

臨時委員 上地 幸市 (沖縄大学 非常勤講師、

沖縄県教育庁 那覇教育事務所 学校運営アドバイザー)

イ 選定委員会日時 令和2年9月30日(水) 18時30分から21時00分まで

ウ 選定基準

- a 市民の平等な利用が確保できること。
- b 事業計画書等の内容が体育施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。
- c 事業計画の内容に沿った体育施設の管理運営を安定して行う能力を有すること。
- d 地域づくりに貢献すること。

エ 審査表

評価項目		詳細評価項目	配点	
I	市民の平等な利用の確保	1 管理運営の理念、姿勢について	5	30
		2 利用者の平等な利用の確保	10	
		3 利用者に対するサービス向上	10	
		4 利用者の意見の聴取及び反映	5	
II	施設の効用を最大限に発揮	1 自主事業の展開、観光振興等のイベント活用 (イベント誘致を含む) について	10	15

		2 利用促進の考え方や方法	5	
Ⅲ	管理経費の縮減	1 管理運営コストの縮減	5	15
		2 施設の適切な維持及び管理	5	
		3 収支計算書の妥当性	5	
Ⅳ	施設の管理を安定して行う能力	1 財務体質の健全性	5	35
		2 公共的施設の管理実績	5	
		3 組織及び人員配置計画	10	
		4 組織力の向上及びコンプライアンスの考え方	5	
		5 緊急時の対応に関する考え方	5	
		6 駐車場の整理と交通混雑緩和に対する考え方	5	
Ⅴ	地域づくり貢献	1 スポーツ・文化振興に関する考え方	10	20
		2 協働のまちづくりに対する考え方	10	
合計				115
総得点 (115 点×7 名)				805
最低基準点 (総得点の 6 割)				483

オ 選定結果

提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションに対して行った審査の結果、可否の判定基準以上（審査委員が満点とした場合の総評価点の 6 割）を獲得した特定非営利活動法人 那覇市体育協会が、那覇市体育施設の指定管理予定候補者にふさわしい候補者であることを全会一致で確認し、次のとおり決定した。

順位	団体名	選定基準					合計	平均点 (合計/委員 7 名)
		I	II	III	IV	V		
1	那覇市体育協会	170	72	57	200	106	605	86

カ 選定理由

- (1) 提出された事業計画書等の書類及びプレゼンテーションの評価において、「指定管理候補者に係る評価書」の基準を満たしていること。
- (2) 「特定非営利活動法人 那覇市体育協会」以外の応募者がなかったこと。

キ 付帯意見

- (1) これまでの実績にあるように「市民目線」での取り組みについて、評価できる。今後はより市民ニーズを捉え、「障がいの有無にかかわらずすべての人がスポーツを楽しめるイベントの増」に期待したい。
- (2) 管理・運営していく中で、数値目標を設定し、計画的な運営を図られたい。
- (3) 協働のまちづくりを促進する取組は、評価に値する。工夫を重ね、今後更なる展開を望みたい。
- (4) 利用促進について、各種SNSを活用した若年層への広報拡大と、文化的な活動団体や企業等の利用の促進PRの実施を期待する。
- (5) 指導者の資質向上に係る定期的な研修会の実施と必要な資格制度のシステム化を図られたい。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の影響で利用者が減少している状況ではあるが、安全を確保しながら利用促進を図る取り組みが必要である。

上記の結果、「特定非営利活動法人 那覇市体育協会」を指定管理予定候補者として選定しました。